



|              |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 国際民事証拠共助の研究                                                                                                                                                                                                                                                          |
| Author(s)    | 多田, 望                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Citation     | 大阪大学, 1998, 博士論文                                                                                                                                                                                                                                                     |
| Version Type |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/40523">https://hdl.handle.net/11094/40523</a>                                                                                                                                                                                  |
| rights       |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| Note         | 著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"&gt;https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> >大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。 |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 氏 名           | た だ のぞみ<br>多 田 望            |
| 博士の専攻分野の名称    | 博 士 (法 学)                   |
| 学 位 記 番 号     | 第 1 3 6 0 6 号               |
| 学 位 授 与 年 月 日 | 平成10年 3 月 25 日              |
| 学 位 授 与 の 要 件 | 学位規則第4条第1項該当<br>法学研究科民事法学専攻 |
| 学 位 論 文 名     | 国際民事証拠共助の研究                 |
| 論 文 審 査 委 員   | (主査)<br>教 授 松岡 博            |
|               | (副査)<br>教 授 渡邊 惺之 教 授 野村 美明 |

### 論 文 内 容 の 要 旨

民事裁判において証拠の収集又は取調べの必要が生じた際に、証拠が外国に所在することがある。例えば、証人となるべき者が外国に居住している場合や検証されるべき文書が外国の銀行に保管されている場合などである。証拠調べ等は裁判権の行使であり他国内でこれを行うことは主権侵害になるとの伝統的な観念の下で、各国は古くより、国際司法共助と呼ばれる国際的な相互協力関係を築いてきた。証拠共助においては、外国裁判所に証拠収集・証拠調べを囑託し、この囑託に応じて外国裁判所が証拠収集・証拠調べを実施するという方法が基本とされる。

わが国も現在、1954年の民事訴訟手続に関するハーグ条約を中心に国際民事証拠共助法制を構築している。しかしながら日本の法システムは、証拠共助実施のための具体的な規則が不十分であるなど、必ずしも満足のいくものではない。

実は民訴条約はすでに、大陸法国・英米法国を問わず欧米を中心に多数の国が加盟している1970年の民事又は商事に関する外国における証拠の収集に関するハーグ条約によって改正を受けた運命にある。わが国は未だこの証拠収集条約に加盟していないが、この条約は、先の民訴条約に比べてより一層進歩的かつ有用な証拠共助手続を定めている。

ただ、アメリカ合衆国の域外的ディスカヴァリ命令により引き起こされた「国際司法摩擦」との関係では、証拠収集条約は結果として、加盟国が当初期待していた役割を果たせなかったとの評価を受けざるを得ない部分もある。

国際化が急速に進む現在、国際的な性質を帯びた民事裁判への現代的な対応が急務である。この中でハーグ証拠収集条約は、国内証拠手続規則の域外適用問題への対応を別にしても、わが国の国際民事証拠共助法制の将来にとって非常に有用であり、その批准がなされるべきものと考えられる。

### 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

一国における民事裁判において、証拠が外国に所在するときがある。その際、複数の国の裁判所間における証拠の収集のための協力を国際民事証拠共助という。本論文はこの問題に関するわが国における、最初の包括的な、しかもバランスのよくとれた本格的な研究である。最初に、国際民事司法共助の観念と歴史を概観したのち（1章）、日本の証拠共助法制の現状と問題点（手続きが複雑で、不透明なこと、経由する機関が多すぎることなど）を探求する

(2章)。ついで日本の国際民事証拠法制の将来にとって重要な鍵となる、1970年のハーグ証拠収集条約における証拠共助システムを検討し、その進歩性(詳細な条文化、運用のための特別委員会制度など)を指摘した上で(3章)、この条約の適用を巡って、アメリカと他の締約国との間で生じている、域外的ディスカヴァリの実施から生じる国際司法摩擦の問題を検討する(4章)。最後に、日本の立場からみた将来の課題と展望を論じる(5章)。

本論文は、日本法、ハーグ条約、アメリカ法を中心とした外国法をその立法の過程、実務、判例、学説を丹念にフォローし、分析する。その点で、今後の研究の基礎的文献となろう。さらに現行法制の問題点を指摘した上で、その解決策として、証拠収集条約の批准を提言する点や、アメリカとの国際司法摩擦については、双方の歩み寄り以外に解決の道はないとの指摘も重要である。また、本研究は理論と実務、解釈論と立法論、現状の分析と将来の解決の方向の模索、日本法と条約を含めた比較法のいずれの側面からいっても、バランスのとれた優れた研究であり、この問題に関する、基礎的研究としての地位を有することになる。博士の学位を授与するに十分に値するものと判断する。